１．環境対策課長（澤原）

委員の皆様には日頃より当町の町政にご支援、ご協力をいただいていること、また、委員のお引き受けについて厚く御礼申し上げる。

２．委員長及び副委員長の選出

委員会設置要綱第５条に基づき、委員の互選により河津委員を委員長に決定。

委員会設置要綱第５条に基づき、委員長の指名により川瀬委員を副委員長に決定。

（河津委員長挨拶）

前回に引き続き委員長を務めさせていただく。特定帰還居住区域の除染がはじまり、２回目の開催となった。特定帰還居住区域については、高線量の場所も多く除染の方法など皆様と検証し、住民が安全・安心できる環境を目指し、検証をお願いしたい。

３．議事

（１）特定帰還居住区域の解体除染の工事進捗状況について

【環境省より資料１について説明】

＜質疑＞

〇小豆川委員　未同意になっているところは、どういう理由で未同意になっているのか。

〇環境省（中村）　未同意については、そのほとんどが除染に反対しているわけではなく、様子を見ている検討中が多い、また関係人の連絡先が把握できないケースもあり意向が確認できないなどが理由である。今後については、町にも協力をお願いし、相談しながら同意を増やしていく。

〇河津委員長　戸別訪問などは考えているのか。

〇環境省（中村）現段階で戸別訪問は考えていない。状況を見ながら検討していく。

〇吉田委員　事故から１４年経過して特定帰還居住区域の除染が始まったばかりだが、時間に余裕はないと考える。今後のロードマップはどのように計画しているのか。

〇環境省（中村）　同意については来年度の業務で積極的に行う。2020年代をかけて特定帰還居住区域全体の避難指示解除を目指し、解除に向けて除染を行い、解除しても問題がないようなレベルに線量低減されていることが重要と考えている。除染の結果については事前に除染検証委員会に、判断していただけるよう、素早い対応をしていきたい。

○吉田委員　前回の除染検証委員会が昨年の１月。今回１年以上空いて検証委員会が開催となり、時間的な流れから見て、今後の進捗状況が非常に気になる。
環境省は大熊町と密に連絡を取って、積極的に除染を進めるというのを、除染検証委員会にもフィードバックしてほしい。

○環境省（中村）　全体の除染を進めた上で、安心して解除できるようにするためには、除染の規模を現状よりもさらに大きくしていく必要がある。次の工事の発注規模も、年度で130ヘクタール除染することを前提にした規模にしている。2020年代に解除するため、より大規模に除染のほうを進めていきたい。進捗状況については、これまでどおり町、委員の皆様に共有していく

○佐々木委員　吉田委員から話が出た除染のロードマップについて、2020年代に完了するという話が出たが、できれば明確な形にできるような方向づけを進めてほしい。なぜならば、作業によって発生した除染土、解体などで発生した廃棄物は中間貯蔵に貯蔵され最終的に県外処分しなければならない。工程によって県外処分に支障が出るようなことがないようロードマップの作成を大熊町とも協議して進めてほしい。

○環境省（中村）　非常に重要なご指摘と思っている。当然、国で約束している2045年までの県外最終処分については、それを大前提とした上で、影響するような形で除染を進めていくということは考えていない。2020年代をかけて解除ということであれば、当然それよりも前に除染が完了して、委員会でも安全性含めて、判断いただけるタイミングで除染完了するということだと思っている。全体のロードマップについて町と相談しながら作成し、支障のないよう除染を完了させたい考えている。
　解体については、避難指示解除後１年間は申請受付して、受付期間の関係で、どうしても除染が後になってしまうこともある。除染した後でも測定等行い必要なフォローアップ除染行う。未同意への対応など問題があれば町と協議しながら対応していく。2020年代が終わったので今後は対応しませんという考えはない。そして、2045年の約束に絶対影響はないようにするということは申し上げる。町や国の関係機関と相談しながら進めていく。

○河津委員長　１つ確認したい。特定帰還居住区域の除染計画は、これが全てではないことでよろしいか。今後も対象は増えていくということか。
また、解除にあたっては進捗によって地区や区域で、解除していく方針か。

○環境省（中村）今、町と内閣府が2回目の意向調査をしている。その結果次第で特定帰還居住区域に

含めるところが増えていく。意向調査について何回行うかは検討中と聞いている。

○環境対策課長（澤原）解除については、除染の進捗次第、地区ごとに緩和や解除していく。

○千葉委員　特定帰還居住区域の対象者の中に解体や除染の申請をしていいのかどうか私に聞いてくる住民が多い。土地の除染と解体除染申請が同一だと思って土地の除染に同意したことで、すべて申請したと思っている。町の事業で優先的に除染をしないといけないところ、緩和、解除をしていかないといけないところがあり、先ほど議論にあった計画については、町と環境省、内閣府で優先度を協議し進めていってほしい。すべての対象者にアナウンスすることは勿論のこと、優先しなければいけない計画の対象者にはより一層同意取得や説明をするべき。

○環境省（中村）　本当は除染に同意していただける状況にある対象者が、広報等が不足していて、うまく伝わっていないようであれば、ご理解いただけるように対応について改善していきたい。また、連絡先不明者などまだアプローチできない方々についての対応についても併せて改善しスピードアップをしていく。優先すべき場所については、町、国で協議し優先的に同意取得に対応していく。

○河津委員長　住民がどう考えているかというところを把握しているのかが気になる。土地の除染と解体除染が別の同意となっていることが理解できていない可能性もあり、個々事情もあると思うが、今後、広報や説明については積極的に進めてほしい。

○内閣府（内山）先ほど千葉委員からご指摘あった町の事業の計画との関係性については、関係者と打合せ等をおこなっている。その中で、環境省と町が、どういったところを優先的に除染するかについては整理いただいているものと承知している。工程や進捗について、インフラを進める当局、除染を進める環境省、それから我々内閣府も含めて、町、環境省、内閣府で、協議の状況はつぶさに確認をさせていただいている。今後も町の今後のどういった形で進めていくのかというところと齟齬がないように、除染、インフラ整備も含めて、よく確認をしながらやっていく。

（２）大熊町の特定帰還居住区域における空間線量率の測定結果について

【ＪＡＥＡより説明】

（３）指向性がある自動車走行サーベイシステムＡＳＵＲＡを用いた大熊町での2025年度までの調査結果について

【新潟大学より説明】

○川瀬委員　新潟大学の報告について、この沈着量については、基本的には道路上の沈着量のみを評価しているのか。

○新潟大学（後藤）自動車の真下の２メーター掛ける２メーターぐらいの範囲しか感度がない。

○川瀬委員　そういうことであれば、最後の16ページ目であった沈着量のところが変化がないのは、道路上はウェザリング等で流れてしまっていて、あまり動かないものだけが残っているから、１年たってもそんなに変わっていないという理解でよろしいか。

○新潟大学（後藤）沈着量の変化だけではなく、13ページ目の昨年度の沈着量測定データも見ていただきますと、結構青い部分がもともと多いので、変化がないということになる。

○川瀬委員　土、未舗装のところについては、除染等を行うと十分下がっているという、そういう理解でよろしいか。

○新潟大学（後藤）　そのとおりである。

○川瀬委員　線量率は、基本的には空間線量率の比較をしているのか。

○新潟大学（後藤）　そのとおりである。

○川瀬委員　承知した。そういう意味では、周辺を除染したことによって全体的に下がったところがあるから、低いほうにピークがシフトして、ヒストグラムの位置がずれてきているという、理解でよろしいか。

○新潟大学（後藤）　そのとおりである。

○吉田委員　同じく，その点について確認だが、環境省のデータで、道路は拠点外縁対象で、道路については除染が終わっていると理解でよろしいですよね。

○環境省（川道）吉田委員から今ご指摘ありましたとおり、下野上１区の道路については、外縁として大半は除染をしている。今回、４点ある道路の除染箇所のデータは、新潟大学の資料15ページで７のCのところになっており、ほかと比べて高く出ているところは、まさに除染を今回したところに

なっている。

○小豆川委員　ＪＡＥＡ、東電、新潟大学が測定した結果というのは、住民が参照することは可能か。

○環境対策課長（澤原）　委員会限りの資料以外、委員会の議事録も含めてホームページに掲載する。

○小豆川委員　ウェブで誰でもアクセスすることは可能と思いますが、測定していることが町民の方に、わかりやすい形で周知することは大事と思う。また除染の同意の際に測定をしていることの情報を対象者にお知らせすることはしているのか

○ＪＡＥＡ（眞田）　データは、あまり知られていないが、データベースを公開させていただいている。また、大熊町のデジタルサイネージに、無人ヘリと歩行サーベイの情報については毎年更新している。

○河津委員長　例えば町、環境省が住民説明会など、人が集まる機会にデータ提供や周知しているということはあるのか。

○環境対策課長（澤原）　町では、町政懇談会の場で、空間線量、町の定点測定の結果を説明している。

○環境省（中村）　環境省では、当然個々の除染同意を頂戴した方には、測定した結果について除染結果報告書という形で示している。ＪＡＥＡや新潟大学の測定結果を環境省から報告説明することはないが、同意の際に全体的な線量の状況はどうなっているのか等、質問あった際に、具体的な個別の場所の情報等を提供しながら全体の状況を説明するなど場合によっては必要と思われる。

○吉田委員　関連になりますが、このようなデータがたくさんある。データを提示しただけでは、一般の町民の方には分かりにくいと思う。説明していただいたよりきめ細かい解説があるとよい。データがありすぎて何を見ていいかわからなくなるので、整理した形で提示できれば良い

○河津委員長　町民の方に説明する機会はあると思う。ただデータだけだと確かに、わかりづらくデータが統一されているわけではないので、線量が低くても赤い色になっている場所もあり説明がないとただ不安感が残ってしますこともある。１番は町民に理解しやすいデータになるよう工夫していかなければならない。そういうことも考えてほしい。

○小豆川委員　測定をしていただいて分かるのが、除染によって大分下がったとはいえ、とても高いところも存在する。雨風があることによって局所的に溜まるスポットも当然出てきてしまうことは、やむを得ないことだと思うが、そういったポイントがあるということを、例えば看板を立てるとか、誰が見ても分かるような状況にすることで無用な被ばくを防ぐことができる。そしてフォローアップ除染の体制を維持し続けることも大事なのではないかなと思う。

○環境省（中村）　当然ホットスポットがあれば、一度除染をした箇所であったとしても、状況確認して、必要なフォローアップ除染を行う。これから除染する箇所も既に除染した箇所も同様に大事なこと。今日午前中の現地視察でも、委員からホットスポットになりやすい場所など、指摘いただいた。面的に空間線量率が低減できている中でも部分的に線量が高いなどで、どう影響あるのかというところも考えたい。また安全性に懸念があるようなところは、関係機関と相談して看板で掲示していく必要性など検討していく。

○小豆川委員　掲示については、相談が必要なことだと思う。同時に作業をされる方の知識の共有もとても大事である。先週、ＣＲＥＶＡおおくまの周辺を測定してみたが、北側の道を歩いたところに3.8を超えるようなポイントがあった。原因を確認したところ泥上げした形跡があり高い線量が含まれていて、スポットができていた。排水溝が詰まったら掃除することは普通のことで多くの方の共通認識である。それがスポットを作る原因になっているということまで共有されていれば違う対処をしなければいけないこととなるので、町民だけではなく不特定多数に知識として共有されることが大事である。

○河津委員長　環境省にその辺も含めてお願いしたい。

○千葉委員　16ページから、歩行サーベイのマップデータがあるが、非常に見やすい。サイズで言えば東京電力の寸法が良い。地区ごとに同じ形式で町民等に周知してほしい。

　先ほど小豆川委員からスポットの話があったが、スポットは沢山ある。除染が面的に進み時代も変わっている。マップに注意事項を入れながら、スポットの場所を周知することも大事。大熊町で広報等に掲載しているマップはサイズが小さくわかりにくい。この歩行データは、細かくポイントわかりやすく良いデータなので、有効活用するため環境省、大熊町も考えてほしい。地区ごとのエリア図にして、各地区の区長に説明して、解体除染未申請、除染未同意の方で検討している方にも除染をしないと線量が高いことを知っていただく一つにもなる。除染が面的に進めば先ほど内閣府が言った町のインフラ整備と併せて、解除のタイミングも見えてくる。申請や同意に係る齟齬もなくなる。うまくアナウンスすることも考えてほしい。

○河津委員長　全くそのとおり。住民の方に理解してもらうことが一番大事。ただデータだけ出すと誤解される部分もあると思うので、うまく伝えていくことが大事で方法を考えてほしい。

○環境対策課長（澤原）　どこの線量が高くて、ホットスポットになるのか。これは住民やこれから帰還する方、この町で生活していくという意味では知る必要がある。資料の見せ方をどうするか、今後委員の方々に相談しながら、考えていきたい。また、除染の同意などの話については、地区によって同意の取得率に結構差があり、千葉委員の住んでいる熊町区はかなり同意が進んでいて、同意済みなっているが、地区により同意が進んでいない状況がある。理由は様々ありますが、個人情報の関係もあるため資料や同意の状況を、どこまで出せるか環境省と相談し、、区長に地区の状況、取得率が何％は教えることができると思う。また、町としても区の総会で同意取得について協力依頼もできる可能性もあるので環境省と相談しながら進めていきたい。

○河津委員長　データを出された場合、理解してもらう工夫が大事である。

（４）帰還困難区域での活動について（内閣府説明）

【資料４について説明】

○環境対策課長（澤原）　今、立入規制緩和については明文化されたということで説明をいただいた。立入規制緩和については、特定復興再生拠点区域の際に除染が終わったところを確認して、インフラ整備を加速、住民が帰還の準備のために、立入規制緩和について委員の皆様から意見を伺い緩和している。

今回制度として町と原子力災害現地対策本部、内閣府の協議を行って設定日を決定する形で、基本的には、これまでと大きく変わっているところはない。町は、この協議に入るに当たっては、住民の皆様の安全、安心というのが、第一であるので特定帰還居住区域については、特定復興再生拠点区域より線量の高いところが存在するので、除染の状況を見ながら立入規制緩和をしていきたいと考えているため､委員に意見を伺いながら町として立入規制緩和の判断というのをしていきたい。

○河津委員長　具体的に今後緩和を考えている区域というのはあるか。

○環境対策課長（澤原）　現在、除染中の下野上１区と高速道路から西側、野上２区を予定しています。道の駅の計画などあり、立入規制緩和を行って、整備していく予定。条件として第一に除染がある程度進むことが条件となる。

○河津委員長　道の駅に係る道路を含めて緩和する予定で除染の状況については検証委員会で判断す

るということか。

○環境対策課長（澤原）　そのとおりである。

○吉田委員　特定帰還居住区域においてバリケード等の防護措置を実施しないということについて、これまでは立入り申請をして、町側でも誰が立入しているか、被ばく線量についてもある程度把握できた。しかし、内閣府の説明いただいた制度の場合把握は難しくなる。線量が高い場所がある状況の中、このような措置による防護にあたっては、個人被ばく線量をどうするか必要になってくる。特定復興再生拠点解除の際も何回も議論しているが、線量計を貸出して身に着けていただくことが大切である。しかし時系列の記録など住民にとって非常に面倒ということ、データは物理的に変動することもあるのでＪＡＥＡが計算した生活行動パターンで評価していただいた線量を住民に見ていただくのが望ましい。また、先ほどの線量が高い場所に掲示等について議論あったが、不特定多数誰でも入れることになるので、放射線量があることを周知することは非常に重要。この会議には環境省、内閣府、町環境対策課が出席しているが、町生活支援課など横の情報のシェアも考えて対応してほしい。

○河津委員長　実際にニーズある場所にデータ、評価を届けることは、非常に大事である。

○環境対策課長（澤原）　吉田委員の意見について、立入り規制緩和を実際行う場合は、スクリーニング場でも線量計の貸出しは継続して行う。立ち入る際はスクリーニング場で線量計を借り、その結果の説明も受けられるので、広報等でお知らせをしていきたい。また、ホットスポットについても、特定復興再生拠点の立入規制緩和のときも、看板も設置した。同じように対応していきたい。ホットスポットが、できやすい場所の周知についても、町広報で長崎大学が毎月放射線に対しての疑問に関するところを掲載している。今後に向けて分かりやすく、住民の方から見やすいような見せ方というのを考えながら、広く住民の方に知ってもらう工夫というのはしていきたい。

○河津委員長　住民の方のニーズにあった対応を行ってほしい。

○小豆川委員　立入りの緩和をする話において、なぜ避難指示解除を待つのは駄目なのか。除染が全てある程度終わってから立入り緩和を考える話だったはず、下野上１区は非常に線量高いので、しっかりと除染が完全に終わって、緩和をせず、避難指示解除することはできないのか。

○内閣府（内山）　除染により線量が低減し、緩和せず解除まで待つことも可能。一方で、帰還困難区域の中で線量が非常に高いところと、放射線減衰によって線量が非常に低くなっているところも

あり、場所により状況が違うことも認識をしている。この制度は、政府文書でも空間線量率の状況、防護対策の状況、地方自治体の取組や住民の声を踏まえて対応できるようにと説明したが、線量が高いところを除染することは、大前提であるが、線量が低いところに関しては、最終的に町と協議の上、立入り緩和し、通常必要な立入申請、通行証発行などの手続きが不要にし、町民の立入やお墓参り、除染やインフラ整備業者の手続き簡略化をできるようにした制度である。解除を待つということではなくて状況を見ながら、町と協議の上、住民の立入を簡便化できるようにした制度になる。

○環境対策課長（澤原）　小豆川委員からありましたように、緩和を入れずに一発で解除というやり方もある。ほとんどの家屋が解体で、通常準備宿泊を行っていたが、解体している家屋が大部分なので、準備宿泊の必要性がない。除染の追加対策がないという前提で除染が進んでいくのであれば、緩和せず解除ということもできる。町事業の道の駅の議論もあるが、除染の効果がはっきりしているところは、工事前に部分緩和や部分解除もできると考えている。今後の状況次第だが柔軟に対応したい。

○千葉委員　今までのやり方は、特定復興再生拠点区域をつくる際も、国に申請して国が解除を許可したというスタンスを取りたい人達がいて、終わったらやりますというスタンスで、これから20年、25年かかっても全部終わらない話が出てくれば、それまで待つのかという話になる。どこかで期限決めないといけない。当初随時解除していくという文言があるのに、随時解除しようという気がない。いつやるのか聞くと、除染検証委員会で問題ないと言ったところを次々と解除するという言い方を代議士たちが話していた。解除や緩和区域の決定には環境省、内閣府で時期をある程度決めてないと町のインフラに影響が出る。線量が下がっているところは緩和・解除していってほしい。町民の中でも、遅すぎてあきらめている人もいる。立入緩和をしてインフラ復旧加速、帰町意識や移住意識を考える人が増えてくれたらいいと思う。線量も大事だが町民の思いも考えてほしい。

○内閣府（内山）　徐々に解除というところに関しては、令和５年８月の原子力災害対策本部決定の中で、各自治体の状況に応じて、特定帰還居住区域で除染の進捗等が進んだ地域については段階的に解除できるようにすることも併せて決定をしている。当然、今後の除染の状況、インフラ整備の状況、住民状況等を踏まえて町と相談しながら、最終的に全て一括して解除を目指すということも可能。その前段階で一部区域を先に行うこと当然ある。何も予断を持って回答はできないが、町と協議の上で対応したい。また、制度的に措置をしたものの、立入規制緩和区域についてどうするかについては澤原課長からもあったとおり、緩和せず解除ということも当然ある。一方で、帰還のための準備、インフラ整備のため円滑に立入りをしたいという希望等々あれば町や環境省、関係者とよく相談しながら進める必要があるものと思料。

○宇佐見委員　先ほど千葉委員が、諦めている住民の方がいる話があったが、住民の方で自分のところは後回しなので希望を言わないということですか。
住民の希望があって、緩和していくということだと思うので、希望が言えないような状況というのはよくない。

○千葉委員　説明すると、私が住んでいた地区は１桁国道を挟んで分かれている地区で、当時オリンピックが開催される年で福島県でも競技会場になっている市町村があった。そのため道路に立入りを制限するゲートがあり、見た目が悪いことから、国道の両脇にあたる約４０％を解除した。残りの６０％は住める環境だが、いつ解除されるなどのスケジュールは示されていないため、町民は2020年代の解除の最終年度の令和１１年に解除されると思っている方が多い。ほかの地区については分断されず解除されているのがほとんどで、熊町地区住民からすると部分解除されているから解除は最後の方になる。それまでは帰れないだろうと思っている。段階的に緩和できることについて町民は知らない。

○河津委員長　地区によって違ってくるというところは、なにか対応していかなければならない。

○環境省（中村）　確かに地区によって拠点の外縁除染として除染が進んだ箇所、進んでいるのに解除されていない箇所がある。どの程度地区全体の除染が進めば解除の議論ができるのか。もしくは必要に応じて立入規制緩和の議論ができるのかを町と相談しながら検証委員会に諮り、今後の協議に向けて進んでいきたい。環境省も当然全体をできるだけ迅速に進める考えに変わりはない。インフラ復旧、町事業との関係も併せて協議していきたく。

（５）特定復興再生拠点区域の除染における課題への対応状況について（環境省説明）
【資料５について説明】

○千葉委員　午前中の現地視察でも話をした覆土流失について、流失先に溜まっているところは線量が高い傾向があり、それが解除された居住区域などに流出する恐れがある。そこを見極めるような点検をしてほしい。ホットスポットができるのは、ある程度仕方のないことだが、溜まりやすいところは把握しておき定期的に状況を確認してほしい。

○環境省（中村）　除染において、実施した客土材の吹付やその他の工法で覆土した斜面については、定期的に状況確認をしているおり大雨や台風が発生した場合についても経過観測をしている。
施工した箇所で流出等が起きれば適切に環境省が対応したいと考えている。

○河津委員長　別添資料１については２か所の比較ということか。

○環境省（中村）　１については、調査ではなく施工状況の確認となっており、斜面から下に行くに従って全体的に確認している。４ページの場合、同じ箇所について、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈと、同じエリアで複数の箇所または懸念がありそうな箇所を確認及び経過観察をしている。線量については、全ての場所で測り切れているわけではないが、今までの傾向から高くなりそうな箇所の線量の測定をしている状況である。

○河津委員長　注意すべき観察箇所として１から７まであるが図面はあるのか。

○環境省福（中村）　注意すべき観察箇所の図は２ページになる。２調査場所と記載のページになり、左側にエリアの番号が記載してある。①、②、③、④、⑤と左から右にかけて、中心に大野駅あり、左側が北向の山沿いになっている。

○河津委員長　全部地域は違うところか。

○環境省（中村）　同じ地域の中でより具体的な地点を詳細に書いている。例えばＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄで示している。Ａ、Ｂとなっているが、ページで８ページになっている。③のエリアの中で左側にＡからＣまで地点記載している。このＡとＢが特に注意すべき観察箇所になっている。斜面であって水みちが形成されている箇所など、継続的に流出しかねない箇所で、これまでの知見の中で、水みちを一旦完全に消してしまうと、次の雨が来たときに新たな場所に水みちができてしまう懸念があることから、例えば土のう敷設して土のうの上をあえて水みちにするなど、工夫を個別、個別にしている。

○河津委員長　データを見ると去年と変化がないというころでよいか。

○環境省（中村）　現在のところはおおむね安定している。

○吉田委員　上昇はなかったということか。

○河津委員長　雨による土砂の移動がなかったデータということになる。

○環境省（中村）　そのとおりである。

○川瀬委員　覆土してあるので、覆土したものが動いているということは、きれいなものが動いている。ある程度深く洗掘され、元の除染した表面が出てくると、今度そこにあるものが動いてくるので、濃度が高くなる可能性がある。そうなる前に下草等が生えてれば、土砂の流れる量を抑えることができる。森林の中、斜面は、植生を再生させる方法を工夫しておくと、管理が楽になる可能性がある。そこは現場の状況、地権者の要望等、工夫をし、将来的に再除染をするようなことがなくなればいいと思うので、施工の際は土地に合った施工をしてほしい。

○吉田委員　川瀬委員の意見と私も全く同様で、午前中の現地視察において分かったのは、植生土のうなどの自然に戻るタイプの土のうは、林の中に非常に定着していて、竹が生え、土のうも自然に戻っている。土のうが覆土の代わりになり、機能が持続されているということが分かった。特定復興再生拠点区域の除染から始まって、今回の特定帰還居住区域に至っては、線量が高い場所が多いので線量が低い地域で行っていた除染の方法をそのまま適用しては､線量を下げることができない。これは委員会の中でも議論の対象となり、土のうや、吹きつけ、草木の種子を入れて、定着を促すというような方法が提示され施工された。本当に持続性があるのか、流出等で面的な空間線量率の上昇につながるということがないかというようなことを、この除染検証委員会で検証した上で、今後の特定帰還居住区域での高線量率でも線量低減に適用していこうという話だったので、今日の視察で非常に効果があるということが分かった。あとは、コスト、土地利用の状況、住民の意向などを取り入れ適切に最適化をしていってほしい。

○環境省（中村）　北向地区は線量が高い中、斜面もあり、どうやって線量低減するかということで、様々ご指摘、ご指導いただいた。本日見た場所は、生分解性土のうの敷設を中心に対応した箇所で、土砂の流出等は確認されていない。しかし、木の根本の部分等一部、１センチで見ると線量高い場所もある。引き続きどうするか検討していく必要がある。客土材の吹きつけ等で対応した箇所については、川瀬委員から指摘ありましたが、植生が回復する前の段階で降雨があった際に土砂、客土材の流出が一部で確認された。流出した場所は線量低減されていない面が露出しないよう状況を見ながら対応を含めて、検討や経過観察していく。現在のところは線量に影響があるような状態にはなっていない。これまで得られた知見や検証委員会で指摘いただいた内容も含め、今後の施工に活用し、難しい施工の際には相談していきたい。

○小豆川委員　資料５の２ページのきめ細やかな測定について、実際に細かく見ると、データは午前中に行った地点、実際に今日私も測定してみて、数値としては、そうだなというような印象を受けた。一方で、このデータを見せられたときに、住民の方がどれほど理解できるかですが、例えば水色の点と緑色の点では線量率が２倍違うので、この２倍の差があるということをすぐに読み取れる

かどうか。そして、特に緑点が多いのは周辺部となっている。恐らくそうすると、地上１メートルで測っているということは、真下からではなくて周辺からの影響も受けているはずなので、除染をしていないところからも線量を受けたことによって緑色になったということも十二分に考えられる。今日この緑、除染の外側のところを見てきたところが高かったので、そういう影響もあるとすると、より低いところで見るというのは正解でもあるが、いずれにしても図を細かく取り分かりやすくしているが、この中でも読み解きしないといけないところがたくさんあることも併せて、図を作る側も知っておかなければなりませんし、そういったことを含めて住民の方、あるいは知らせなければいけない方に伝えなければならない。

○環境省（中村）得られた結果をどのように住民の方、あるいは地域の皆様に、個人情報が許す範囲で、理解をしてもらうことを検討しないといけない。

場所は、本日視察に行った箇所です。この場所は除染と解体はしている一方で、隣接する箇所の除染が未除染、未同意の場所であれば、線量そのものに影響していることもある。歩行モニタリングですので、定点で測定している線量の値等は、そのままにはできないところもある。その辺りを今後検証委員会に確認していただく際にも、どういった形式がいいのか検討していく。

○河津委員長　点の色合い、前回、統一してくれないかという話をした記憶がある。そういう意味からすると、色合いばかりこだわることや、分かりやすくすればいいというだけの話でもないような気もするので、いかに理解してもらうかが一番大事であって、0.1と0.2を議論してどうかという部分もある。除染検証委員会の中でもそうだが、いろいろ議論するべきところがあると思うので、必ず相手見ながら、理解してもらうということを大前提にして、資料作りも含めて、考えていきたい。

○千葉委員　今、町のほうでは、ため池の除染を約３年前から始めている。今まで手つかずの場所でため池の整備ですから、結構難儀している。ため池は標高高い場所にあることが多く、その周辺はほとんどが除染区域ではないので、ため池に流水してくる土砂や雨が、放射性物質を運び、雨水枡と同じ状況になって沈殿している。沈殿しているものについて、放射性物質があることは、県も国も認めていて、浚渫をするとか、掘り上げる等の作業を実施している。ため池から先は農業用水路として接続されているが、それがどんな動きしているかというのが見えない。町では農業用水の調査も行う予定となっているが、全部をクリアするには長い時間かかるので、継続的な調査の仕方というのを環境省もある程度確立してもらいたい。ため池の周辺は、状況がしばらく変わらないと思うので、流れている水自体の線量を落としていくような対策をこれから講じていかないと、農作物の風評被害が発生する可能性あるので、環境省のほうに監視とか、ため池の報告を１つメニューの中に入れてもらうのがありがたいが、それはどうか。

○環境省（中村）どういうことができるか我々のほうでも考えていきたいと思う。区域とか場所によって対応できるところ、できないところあるが、例えば今回の結果もあるので、委員会や内閣府とも相談しながらやっていきたい。

○河津委員長　その辺は、農水省との関係出てくるので内閣府がまとめながら、調整しながらやるべき話だと思う。

○吉田委員　委員会の開催について、今後の進行状況、除染ロードマップというか、委員会としても前回から今回のように１年以上間が空いてしまうことは、あまりいいことではない。正直私たちも忘れてしまうところもある。開催の間隔を１年以上空けるというようなことをせず、できれば半年くらい、１年内で進捗状況を除染検証会で検討できるような状況でデータを提示していただきたい。

○環境対策課長（澤原）　昨年から１年以上間が空いたわけですが、これまで除染も同意取得がなかなか進まず、それによって除染が進んでいなかったということがありましたので、ある程度進んでからと思い今回の開催となっている。除染の同意状況も増えてきている。来年度は３回程度委員会を行いたいと思っている。除染が進めば、１年後ぐらいには緩和へ向けた議論など、場合によっては進むと思う。

○河津委員長　新年度は、緩和や解除に向けて開催回数が増えると思われる。何かあれば委員や事務局に聞いてほしい。全体的も含めて、特になければ除染検証委員会を終了する。